

お知らせ INFORMATION

消防・防災の豆知識



〈第10回〉～住宅用火災警報器は設置していますか～

平成23年から各家庭に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。全国の住宅火災による死者は毎年約1000人で約半数が「逃げ遅れ」によるものです。一方で警報器により命が助かった事例も報告されています。町消防団では毎年2月に住宅用火災警報器の共同購入を行っています。回覧文書を確認するか、お近くの消防団員・町民税務課に相談ください。

ーお知らせ版の終了についてー

令和7年3月15日号をもってお知らせ版の発行を終了します。今後「広報にしあいづ」は月1回発行となり、町ホームページ、LINEでもタイムリーに情報をお届けします。



▲ホームページ



▲LINE

トータルケア修学 資金を貸与します

町では、保健師、理学療法士、介護福祉士などを目標して修学している人または修学しようとする人のうち、経済的な理由で援助が必要な人に対し、修学資金（無利子）を貸与しています。

◆対象職種

保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士

◆対象者

町内に住所のある人、または修学のために町外に転出し

国保の手続きは お早めに！

3、4月は進学や就職など異動が多くなります。これらの異動による国民健康保険（国保）の加入・脱退の届け出は14日以内に行いましょう。

- ◆加入の届け出が必要なおとき
 - 他市町村から転入したとき
 - 社会保険を脱退したとき
 - 子どもが生まれたとき
- ◆加入の届け出が遅れると…
 - 資格確認書などが交付されず、医療費が全額負担になります。
- ◆脱退の手続きが必要なおとき
 - 他市町村へ転出するとき
 - 社会保険に加入したとき
- ◆脱退の届け出が遅れると…
 - 国保と他医療保険の保険料を二重に支払ってしまうことがあります。

その他、修学や施設入所のため転出する人については別途手続きが必要になります。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 国保係
☎45-4532

健（検）診の意向 調査を実施します

町では、健診を円滑に受診してもらうため、「健（検）診意向調査」による健診の申し込みを受け付けています。

対象となる健診を確認の上、期限までに調査票の提出をお願いします。

◆調査方法

各自治区の健康づくり協力員から各世帯に調査票を配布します。

◆調査票の提出

2月23日（日）までに自治区の健康づくり協力員に調査票を提出してください。
※町の健診を受診しない場合は、その旨を記入してから提出してください。
※詳細は配布する封筒に同封の「ご案内」を確認してください。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532

精密検査を 受けましょう

昨年8月～9月に受診した健（検）診結果に要精検の項目があった人は必ず精密検査を受けましょう。

精密検査は、病気の有無を確認するとともに、もし病気になっていたらとしてもそれを早期に見出し、治療を開始することが可能となります。
また、健（検診）は受けただけで終わりではありません。

検査結果をよく確認し、普段の生活を見直す機会として大いに活用しましょう。精密検査をきちんと受けること、そして、結果から自分の生活習慣をチェックし改善することが健（検）診の「ゴール（終了）」です。

〈問い合わせ先〉

健康増進課 健康支援係
☎45-4532



農業所得と雑所得 の区分について

家庭での消費を目的に野菜などを栽培している収支については、これまで農業所得として申告を受け付けていましたが、税務署の指導により、実態面および社会通念上において事業（農業）として認識されないものは「雑所得」に区分して申告を受け付けます。

◆農業所得とは（参考）

農業所得とは、米や野菜などの生産を行う事業から生じる所得をいいます。

家庭での消費を目的に野菜などを栽培している場合は、生産の規模が小さく収益を目的としていないため、事業（農業）として取り扱うことはできません。

〈問い合わせ先〉

町民税務課 税務係
☎45-2212
喜多方税務署
☎0241-24-5050

福島地方 からのお知らせ

◆相続登記はお済みですか

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続（遺言も含みます）によって不動産を取得した相続人は相続により不動産を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならぬこととされました。なお、令和6年4月1日以前の相続も対象です。

◆出前講座をご活用ください

法務局では、相続登記の義務化に関する出前講座を実施しています。詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせるか、法務局ホームページを確認ください。

〈問い合わせ先〉

福島地方法務局 若松支局
☎0242-27-1501



▲相続登記義務化特設ページ



▲出前講座申込ページ

町民ミニミニ美術館

（町役場1階町民ホール）

春 夏 秋 冬 絵巻

「まぶたに残る ふるさとの暮らし」

鈴木 律子さん作（本町）



1月下旬～2月下旬まで

※町役場開庁時間内（平日午前8時30分～午後5時15分）にご自由にご覧いただけます。

